

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化を求める 意見書

東京電力株式会社福島第一原子力発電所で発生した事故によって、大量の放射性物質が外部に拡散し、福島県内外で暮らす人々、避難生活を強いられている人々は、健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、多くの方が健康上の不安を抱えながらの生活を強いられている。

特に子供は、放射線による健康への影響を受けやすいと言われており、多くの子供たちが甲状腺がんの発症率を高める放射性ヨウ素による被曝をした可能性もあり、今後、早期発見と早期治療体制の整備を行い、子供たちの健康への懸念と被害を最小限に抑えることが必要と考えられる。

そのためにも、昨年6月に成立した東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（以下「原発事故子ども・被災者支援法」という。）にある、原発事故の被災者への幅広い支援策の具体的な内容を盛り込んだ基本方針が早急に策定されなければならない。

本県においても原発事故から避難してきた方々が、避難生活に関わるさまざまな困難を抱えて生活する中で、公的な支援は限られている。

よって、国におかれては、次の事項について早急に実施されるよう強く要請する。

- 1 原発事故子ども・被災者支援法第14条に基づき、被災者の意見を十分に反映する措置を速やかにとること。
- 2 原発事故子ども・被災者支援法に基づく各種の施策を早期に具体化するための基本方針を策定し、予算措置を講ずること。また、地方自治体が行う関連施策に対しても国が支援を行うようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 武石利彦

衆議院議長
参議院議長
内閣總理大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
復興大臣

様